

国税庁からの酒類製造者の方へお知らせ

酒税納税申告や製成数量申告に関する

「申告書等用紙」※の送付を令和6年から取りやめます

国税庁の取組

- 国税庁では、毎年、一部の酒類製造者の方へ「申告書等用紙」を国税局又は税務署から送付していました。しかし、社会全体の効率化と行政コストの抑制を踏まえ、令和6年から「申告書等用紙」の送付を行わないこととしました。

※「申告書等用紙」とは、「酒税納税申告書」、「税額算出表」、「控除（還付）税額計算（明細）書」、「酒類の製成及び移出の数量等申告書」及び「移出数量明細書」のことを言います。

- 「申告書等用紙」につきましては、最寄りの税務署にお問い合わせいただいた場合であっても、送付の対応は致しかねますので、申告書等の提出には、インターネットを利用して申告を行うことができるe-Taxをご利用いただきますようお願いいたします。

- 書面での「申告書等用紙」が必要な場合は、国税庁ホームページに各種様式を掲載していますので、次の<<掲載先>>から出力してご利用いただきますようお願いいたします。

<<掲載先>>

国税庁 HP（ホーム）→お酒に関する情報【酒税の申告・納付や届出等】申告・申請・届出等、用紙→【酒税等関係】酒税関係

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/sake/mokuji01.htm>

- 皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<e-Tax 利用について>

e-Tax は、オフィスからインターネットを利用して、酒税納税申告が行えます。

詳しい情報は、e-Tax ホームページをご覧ください。

<https://www.e-tax.nta.go.jp>

申告書等様式



e-Tax ホームページ

